

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年2月9日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

5 北環第 19 号
令和 5 年 2 月 1 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 1 月 13 日付け 5 北監第 3 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜環境課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

執行伺いを作成していないもの、予定価格書を作成していないもの及び契約書の添付書類が誤っているものがあった。

2 【措置状況】

(1) 契約事務について

執行伺い及び予定価格書を作成していないものについては、適切に作成します。

また、添付書類についても、複数名において確認を行うことで再発防止に努めます。

3 【監査委員意見】

ごみ処理手数料について、ごみ袋の窓口交付があることから、ごみ袋取扱店委託の手数料及び事業系可燃ごみ処理手数料の歳入全てを事後調定している。そのため年度を跨ぐ収入未済額が発生すると決算に反映されず、会計処理の正確性に欠けることから、事前調定と事後調定に科目を分けて取り扱う方法を検討されたい。

4 【措置状況】

調定の科目分けについては、関係部局と調整し研究します。

また、収入未済額の確認については、現在も資料を作成し適切に把握及び処理しており、今後も継続して正確性をもって事務を進めます。

5 北高第 28 号

令和 5 年 1 月 31 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 1 月 13 日付け 5 北監第 3 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜高齢福祉課＞

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

高齢者ふれあいサロンについて、現地の運営確認を今年度は実施していないため、一定数については現地確認をしていただきたい。また、申請書類の中の補助金対象項目の摘要欄に、詳細な使途の記載がされていない団体があった。適切な使途であることを確認、指導のうえ交付決定していただきたい。

2 【措置状況】

(1) 高齢者ふれあいサロンについては、現地の運営確認を現在行っています。令和5年度以降も、一定数について現地確認をしていきます。

補助金の使途については、団体に適切に指導を行い、確認したうえで交付決定をします。